

第 3 章

基地から派生する問題



平成29年4月20日米軍水陸両用車訓練（松田湯原干潟）

宜野座村内で起きた 米軍関連の主な被害や事件事故 (平成7～令和2年)

平成7年 (1995)	3月12日	・村道1号線の城原区公民館前で金武町中川区の男の子（6歳）が米軍車両にはねられ、死亡した。
	8月21日	・漢那区の住宅地内に爆弾を積載したトレーラーが進入し、車両騒音と道路渋滞を引き起こした上、武装兵士が住宅地内に現れたことで住民に不安を与えた。
平成8年 (1996)	1月25日	・松田区の戦車道出入口で、無線局を突然設営。国道329号線で車両の通行を規制し、住民の不安を煽った。
	4月15日	・漢那区の茶畑出入口にあった米軍のフェンスに鍵を取り付けて施錠し、勝手に閉鎖。数日間、茶の収穫ができなくなった。
	6月11日	・夜間、漢那漁港上空で米軍ヘリによる訓練を実施。漢那区の住民に騒音被害を与えた。
	9月17日	・漢那ダム公園のダム湖畔に錆びた薬きょうを放置。環境問題の面からも由々しき事態となった。
	12月3日	・福山区の軍用地進入道路上で、演習中に村のゴミ処分場への道路を封鎖して職員が進入できない状況を作り出し、村委託職員が就業妨害の被害に遭った。
平成9年 (1997)	7月4日	・惣慶区上空で夜間にヘリ訓練を行い、騒音被害を与えた。
	12月4日	・松田区の高松軍用地進入道で、演習地の外にも関わらず陣地警護を想定した演習を行い、通行人に多大な不安を与えた。
平成10年 (1998)	1月12日	・城原区民の生活主要道路である村道1号線（提供道路）を米軍車両10台が通行し、住民の不安を煽った。
	7月23日	・午後0時半頃、宜野座村のキャンプ・ハンセン内で訓練中の米海兵隊31海兵遠征部隊所属のUH-1Nヘリコプター（乗組員4人）が着陸失敗で大破した。通報遅れに批判が集中。
平成12年 (2000)	4月27日	・午前9時頃、宜野座村松田区の沖合約300m付近のモズク養殖場（米軍提供水域外）を在沖米海兵隊所属の水陸両用車6隻が航行しているのを宜野座漁協組合員ら10人が確認した。後日の調査で、ウニやサンゴに被害があったことが判明。
平成13年 (2001)	5月25日	・午後5時頃、宜野座村宜野座の国道329号線で名護市キャンプ・シュワブからキャンプ・ハンセンに移動中の米軍車両（大型トレーラー）2台が追突し、1時間半国道を立ち往生したため、約300m渋滞した。現場は宜野座高校前のバス停近く。

平成14年 (2002)	4月 7日	・午後9時半頃、宜野座村松田区の米軍キャンプ・ハンセン演習場近くで、米軍水陸両用車とみられる車両が民間道に進入し、無限軌道でアスファルトや路肩を傷つけた。
	8月2日	・宜野座村松田区潟原の海岸に米海兵隊普天間基地所属の米軍ヘリが不時着した。
平成15年 (2003)	10月21日	・午後、地元自治体に施設間移動の事前通知をしないまま、名護市辺野古キャンプ・シュワブ側から海上を通過して宜野座村潟原に上陸し、国道329号線を横切った。
平成16年 (2004)	2月12日	・午前11時半過ぎ、宜野座村松田潟原沖に現れた、米海兵隊の水陸両用車数台の中の一台中に乗っていた兵士が見物人に対し約10mの至近距離で銃口を向けた。
平成17年 (2005)	6月6日	・午後1時半頃、キャンプ・シュワブからキャンプ・ハンセンに海上移動していた米海兵隊所属の水陸両用車14台のうち5台が訓練水域を外れて宜野座村松田の海岸に上陸した（モズク漁場近く）。
	9月21日	・在沖米海兵隊が宜野座村のキャンプ・ハンセン内にある赤土防止のための植栽地帯に進入道路を建設していることが判明し、赤土流出や水質汚染の懸念から、村の抗議により米軍は工事を中止した。
平成19年 (2007)	2月13日	・午前、宜野座村松田区潟原の国道329号線沿いで、米海兵隊員数人が国道に軽機関銃を向けて米軍提供施設・区域外で訓練をしている姿が確認された。
	7月18日	・午後、宜野座村漢那にある村加工直売センター「未来ぎのぞ」の駐車場に安全点検を理由にして米軍装甲車両が相次いで乗りつけ、買い物客らの不安を煽った。
平成20年 (2008)	11月27日	・午前10時頃、米軍キャンプ・ハンセンに隣接している漢那ダム公園敷地内で空砲弾とみられるもの約120発が発見された。北部ダム統合管理事務所が遺失物として石川署に届け出た。
平成22年 (2010)	6月15日	・午後5時45分頃、在沖米海兵隊所属とみられるCH-46中型ヘリコプター1機が、悪天候を理由に宜野座村松田（国際交流センター付近、布流石原海岸）に不時着した。
	7月30日	・午前1時15分頃、宜野座村惣慶（福山区）の村道で米軍の大型トレーラーが道路沿いの松の木に接触し、街灯をなぎ倒した。
	8月4日	・午前、宜野座村漢那ダムで高校総体カヌーの部が開催される中、キャンプ・ハンセンの訓練場で米兵5人を吊り下げ、複数回にわたり上空を旋回する訓練を実施していることが確認された。
	9月1日	・午前8時20分頃、宜野座村の沖縄自動車道名護向け車線で、米空軍のトラックがスリップし、中央分離帯に衝突。一般の貨物車、乗用車が米軍トラックに追突する玉突き事故が発生した。

平成22年 (2010)	9月16日	・宜野座村漢那の国道329号線沿いのガードレールが米軍車両の事故で損壊した。
平成24年 (2012)	8月11日	・宜野座村松田区潟原で米兵らが歩道の草むらに隠れ、車が行き交う国道に銃口を向けた。また、水陸両用車で国道を横断する際に、縁石の一部を破損させた。後日、宜野座村松田沖合のキャンプ・シュワブ訓練水域でリーフ内のサンゴの損傷が確認されたことから上記の米軍車両が原因とした。
	10月23日	・午後7時半頃、普天間基地に配備されたオスプレイの夜間飛行が宜野湾市で初めて確認され、10月30日に22時以降の飛行も確認された。
	11月7日	・午後2時過ぎ、宜野座村城原区でオスプレイ1機が住宅地の真上を低空飛行しているのが確認された。住民によると連日民間地上空の低空飛行を確認しているとのことだった。
平成25年 (2013)	1月15日	・琉球大学の渡嘉敷健准教授が宜野座村の城原区の民家に騒音測定器を設置し、その夜80デシベル（地下鉄の車内に相当）を超える騒音が発生した。宜野座村での観測は初。
	1月25日	・オスプレイ2機が宜野座村城原区の民家に最も近い着陸帯「ファルコン」で離着陸訓練を繰り返し、城原区民家の騒音測定器では最大83.9デシベルを記録した。オスプレイの騒音が測定されたのは初めて。
	2月11日	・宜野座村キャンプ・ハンセン内で消化用バケツを吊り下げたオスプレイが飛行訓練を実施した。宜野座村城原区に琉球大学の渡嘉敷健准教授が設置した騒音測定器では最大86デシベルを記録した。この場所での吊り下げ訓練の騒音測定は初めて。
	2月21日	・午後7時49分、宜野座村キャンプ・ハンセン内の城原区民家付近でオスプレイ2機が編隊飛行した際に、最大96.6デシベルを記録した。2月15日に村が設置した簡易測定器での測定は初めて。
	7月15日	・午前9時40分頃、米軍が通行禁止措置をとった宜野座村城原区の村道1号で米軍車両（水陸両用車など）10台が隊列を組んで走行した。
	8月5日	・午後4時頃、米空軍嘉手納基地所属のHH60救難ヘリコプターが宜野座村のキャンプ・ハンセン内に墜落した。
	10月29日	・米空軍嘉手納基地所属のHH60救難ヘリコプターに取り付けられたカメラが訓練飛行中に落下した。
	10月30日	・午後8時21分頃、オスプレイが宜野座村城原区民家付近で実施した夜間訓練で村の騒音測定器設置から初めて100デシベルを超える騒音が測定された。（100.9デシベル）
平成26年 (2014)	3月13日	・宜野座村松田の米軍キャンプ・ハンセン内にある着陸帯「スターリング」で村への通知がなく整地などの工事が実施されていることが分かった。

平成26年 (2014)	10月7日	・米軍キャンプ・ハンセン周辺の上空で米軍のCH53とみられるヘリがジープ型の車を吊り下げて飛行しているを周辺住民が確認した。
	12月8日	・午後2時頃、海兵隊の水陸両用車が宜野座村松田のキャンプ・ハンセン102ゲートにつながる高架橋のフェンスとコンクリートに接触し、破損させた。
	12月10日	・お昼頃、宜野座村松田民間地にある畑で、走行用ベルトで踏み荒らされたとみられる跡を畑の所有者が発見した。ビニールハウスを固定するための鉄くいも踏み倒されていた。
平成28年 (2016)	7月25日	・午後9時4分～午後10時11分にかけて、宜野座村城原区の民間地上空をオスプレイが4機編成で飛行訓練し、100デシベルを超える騒音が5回計測された。最大値は午後9時9分に計測された104.6デシベルとなった。
	11月22日	・宜野座村城原区の民間地上空を最大3機のオスプレイが約2時間旋回し、午後9時前に最大106デシベルが計測された。
平成29年 (2017)	1月18日	・夜、宜野座村松田区湊原の国道329号を封鎖して一般車両約120台を足止めし、故障した水陸両用車2台をトレーラーに乗せて移動させた。
	1月27日	・米軍のCH53大型輸送ヘリ2機が宜野座村城原区集落に近いキャンプ・ハンセン内の着陸帯「ファルコン」を使い、付近に粉じんをまき散らし、住民や民家、車、農作物に被害があった。
	3月8日	・宜野座村城原区の集落近くの着陸帯「ファルコン」で米軍ヘリによる吊り下げ訓練を実施し、乗り物用の複数のタイヤを基地内に落下させた。
	3月15日	・米軍水陸両用車10台以上が宜野座村松田高松地区集落内の村道800m間を走行し、路面を破損させた。
	5月17日	・金武町在住の方から闘犬のような大型犬が宜野座村漢那区で徘徊しているとの通報を受けた。後日飼い主が米軍関係者だということが分かった。
平成30年 (2018)	1月25日	・宜野座村松田区の民間地に近いキャンプ・ハンセン内の着陸帯「アウル」で、22日から3日連続で兵士の降下や旋回訓練があった。22日と23日は10時以降の集落上空の飛行も確認された。
	11月19日	・宜野座村福山区に近いキャンプ・ハンセン内でオスプレイ1機が3時間にわたる吊り下げ訓練飛行が確認された。
平成31年 (2019)	1月28日	・午後4時頃、宜野座村松田区の道路脇の土手に米軍の水陸両用車1台が突っ込み、約1時間道路をふさぐ事故があった。
令和2年 (2020)	5月3日	・宜野座村城原区で米軍関係者の飼い犬が周辺住民の腕を噛む、咬傷事案があった。
	7月4日～	・在沖米軍基地内で新型コロナウイルスの感染が爆発的に広がり、僅か数日で感染者数が100人以上に達した。

新聞報道で見る、宜野座村の基地問題



米軍ヘリ事故

森に突っ込み大破

墜落の可能性強まる

宜野座村の米軍キャンプ（ヘリパター）（第31海兵連）二十三日に墜落した事故現場。主が「パッドから約一百メートル離れたハンセン内」で米軍UH-1（征用隊所属、四人乗）が故は、墜落である可能性が確認された。ヘリは「山をの森に突っ込み大破」した。

野座村付近の山を。ヘリは「山をの森に突っ込み大破」した。

米軍ヘリが墜落したのは、キャンプ・ハンセンの宜野座村付近の山を。ヘリは「山をの森に突っ込み大破」した。



えぐり取られるように破壊されているサンゴ（宜野座村漁協撮影）＝宜野座村沖

ウニつぶしサンゴえぐる

米軍水陸両用車 漁場被害を調査

【宜野座】宜野座村で米軍の水陸両用車が制限水域を外れて、同村漁協（仲来真盛昌組合長）の漁場を航行した問題で、同村漁協は二十九日午前、二十八日に続き海に海り被害状況を調べた。その結果、破壊され

たリーフのさぐり礁が幅五十メートル、長さ五百メートルの範囲にわたってつぶれていることが分かった。また、ウニの放流地帯もつぶれていることが分かった。

漁協によると、リーフの一部は水陸両用車のタイヤで深くえぐり取られるように破壊されていたという。また、ウニの放流地帯もつぶれていることが分かった。

ており、エンジン部分が壊れていて、事故でけがをした乗員は二人との情報もある。宜野座村は同日午前、浦添市が再発防止を求め、那覇防衛局と県に緊急抗議と申し入れを行った。

情報収集に努める県

事故から一夜明けた二十四日午前、県はヘリの不時着が事故との見方を強め、山田義人基地対策室長が那覇防衛局に出向き、事故の詳細な状況を聴くなど、情報収集に努めている。

基地対策室は「施設内で起きたトラブルは、基本的には県や市町村に連絡すべきだ。事故現場に近い宜野座村の福山地区で住民から不安の声が上がっているように、きちんとした情報公開がないと住民の懸念を助長する」と話している。

宜野座村近くの山林に墜落して大破した米軍UH-1（ヘリ）の残骸が、二十四日午前八時三十分（日本時間）ヘリが墜落したと推定された。

平成10（1998）年7月24日琉球新報より

平成12（2000）年4月29日琉球新報より



上陸訓練後、国道329号を横切り戦車道に向かう米軍の上陸用戦車＝13日正午すぎ、宜野座村海岸

まるで戦場

金武町 米軍演習が激化 宜野座村

米軍は今日（13日）、金武町、宜野座村にまたがる米軍のキャンプ・ハンセン演習場を周辺地域では連日、激しい砲撃訓練と上陸訓練が実施されている。十九日からは同演習場で今年四回目の県軍・04号陸軍演習が実施される予定で、米軍の動きは活発化している。

米軍は今日（13日）、金武町、宜野座村にまたがる米軍のキャンプ・ハンセン演習場を周辺地域では連日、激しい砲撃訓練と上陸訓練が実施されている。十九日からは同演習場で今年四回目の県軍・04号陸軍演習が実施される予定で、米軍の動きは活発化している。

米軍は今日（13日）、金武町、宜野座村にまたがる米軍のキャンプ・ハンセン演習場を周辺地域では連日、激しい砲撃訓練と上陸訓練が実施されている。十九日からは同演習場で今年四回目の県軍・04号陸軍演習が実施される予定で、米軍の動きは活発化している。



船とば

金武町 米軍演習が激化 宜野座村

2012年(平成24年) 8月16日 木曜日 沖縄タイムス

2米兵、国道に銃口 宜野座

【宜野座】宜野座村松田区の国道329号付近で11日、米兵2人がつづせになつて国道へ銃を向け、訓練を行っていたことが15日まで分かった。目撃した名護市議の大城敬人さんによると、米軍キャンプ・ジョージアを出た水陸両用車7台が11日午後、同区海岸線に上陸。山手側にあるキャンプ・ハンセンへ向かうため、車両が国道を横断する際、兵士2人が歩道の草むらでつづせになり、国道に向けて銃を構えたという。

また、車両が隊列を整えて横断するまで、銃で武装した兵士が数十人分、国道付近で約1時間にわたり待機した。



大城さんは「武装した兵士は物々しい雰囲気だ。兵士が国道を横断する際、兵士2人が歩道の草むらでつづせになり、国道に向けて銃を構えたという。これはおかしい」と話した。当

真鍋区長は「やりたい放題で、住民をバカにしている。ただでさえ不安な状況なのに、銃を持った訓練は普通じゃない」と憤る。

2007年にも海岸線側で米兵が国道に銃を向け、村などが抗議した問題があった。同区長は「基地がある限りは変わらない」。

県の又吉知事公室は「基地が沖縄防衛局に事実関係を確認中」とした上で、「米軍は訓練時は地域住民を不安に陥れないよう配慮するべきだ」との考えを示した。

平成24(2012)年8月16日 沖縄タイムスより

平成8(1996)年3月5日琉球新報より

観光施設に米軍装甲車

「宜野座・漢那 買い物客ら不安顔 未来のさ」



多くの買い物客が訪れる村特産品販売所の駐車場に駐車する米軍の装甲車両＝18日午後6時5分ごろ、村加工直売センター「未来のさ」

【宜野座】十八日夕、さの駐車場に米軍の装甲車両が複数台に次々と現れた。米軍車両が相次いで乗りつ、現場は一時物々しい雰囲気になった。村の特産品販売所「未来のさ」に包まれた。村や目撃者によると、米軍は「未来のさ」の駐車場に約15分ほど停車し、車内から降りて車両の点検を行っているという。

同センターは村の特産品販売所と加工施設、レストランがあり、この日も多くの買い物客が訪れていた。相次いで現れた米軍車両に客たちが驚き、不安そうに様子を見守っていたという。

同センターの具志堅政彦所長は「同センターは一般客が多く訪れる村の特産品販売所。装甲車が並ぶ様子は慣習を思わせる。客に不安を与えるものだが、トラブルはなかった」と述べた。

村は「基地間の移動中に安全点検のために止まっている。那覇防衛施設局に状況を照会している」。

平成19(2007)年7月19日琉球新報より

米軍、植栽地に道路

赤土防止で種散布後

宜野座村抗議 原状回復へ

キャンプ・ハンセン

【宜野座】在沖米海兵隊が、宜野座村のキャンプ・ハンセン内にある赤土流出防止のための植栽地帯に進入道路を建設していることが二十一日までに分かった。周辺には、同村松田区の浄水場や村の大川ダムなどがあり、住民から赤土流出や水質汚染を危惧する声が上がっている。同村の東肇村長らは二十日に那覇防衛施設局に抗議。米軍は事実関係を認めた上で「工事を中止し、原状回復する」と回答したという。

道路の建設場所は古知る丘。斜面地で、以前か「を防ぐため、今年春に植

屋岳の下側にあり、地元から赤土流出の被害が問題。物の種子を散布したばかりでは「タダキ」と呼ばれ視されていた。国は流出りだった。

建設中の道路は長さ約二百七十メートル、幅約三・六メートル。現場では、周辺の草

米軍側は「軍の利用計

がはぎ取られ、赤土がむき出しになっている様子が村役場からもはっきり見える。

二十日には、東肇村長と城間盛春議長が施設局の佐藤勉局長に現場の状況を申し入れた。

東肇村長も「山頂のヘリパッドにつながる道路をつくらなければならない。基地の強化につながる。問題がある」と話している。

画に沿って建設した。原状回復する」との回答があった。

松田区の行政委員会は二十日、緊急の行政委員会を開いて対応を協議。近日に施設局に申し入れることを決めた。

現場調査のため、村議会とともに基地内への立ち入りを求める。

松田区の当真嗣信区長は「せつかく草も生やしたばかりなのに、赤水で浄水場が被害を受けないか心配」と批判した。

東肇村長も「山頂のヘリパッドにつながる道路をつくらなければならない。基地の強化につながる。問題がある」と話している。



赤土がむき出しになった道路の建設現場。作業員や重機が見える＝宜野座村松田

平成18（2006）年9月21日沖縄タイムスより

「民間地だったら」

米軍ヘリ墜落

機体傾き直後に煙

目撃者 「オスプレイも危険」



機体の傾き直後に煙が立ち上った様子。目撃者は「オスプレイも危険」と訴えている。

【宮野座】機が急激に傾き、住民が驚き、騒ぎ立てた。機体は傾き、煙が立ち上った。目撃者は「オスプレイも危険」と訴えている。機が急激に傾き、住民が驚き、騒ぎ立てた。機体は傾き、煙が立ち上った。目撃者は「オスプレイも危険」と訴えている。

「訓練即刻中止を」

宜野座住民、怒りと不安

米軍ヘリ墜落事故発生。宜野座住民は、訓練の中止を求め、怒りと不安を表現している。住民は、機体の傾き直後に煙が立ち上った様子を目撃し、オスプレイも危険だと訴えている。

米兵警戒、現場は騒然

米兵警戒、現場は騒然。機が急激に傾き、住民が驚き、騒ぎ立てた。機体は傾き、煙が立ち上った。目撃者は「オスプレイも危険」と訴えている。

平成25（2013）年8月6日琉球新報より

鼻炎

鼻の炎症

鼻の炎症は、鼻の粘膜が腫れ、鼻水がでる。鼻の炎症は、鼻の粘膜が腫れ、鼻水がでる。鼻の炎症は、鼻の粘膜が腫れ、鼻水がでる。

米軍機4夜連続飛行

宜野座 つり下げ3日連続

【宜野座】宜野座村城原区の米軍キャンプ・ハンセン内にある民間地に近いヘリパッド「ファルコン」では、8日夜、普天間飛行場所属のオスプレイとCH53大型輸送ヘリがそれぞれ最大2機飛来し、旋回訓練を繰り返した。オスプレイは3日連続となる物資をつり下げの訓練で、この日は提供施設内だった。だがCH53は集落内を低空旋回して、音を響かせたため、村は訓練を受けて8日夜、行政委員会を開いた。12日に沖縄防衛局を訪ねて抗議し、民間地の飛行禁止とファルコンの撤去を求めることを決めた。2・31面に関連

めた。区民は「米軍はやりた放題だ」と憤った。8日のファルコンでの訓練は午後6時半ごろ～9時15分ごろまでで、CH53は7時16分ごろから約30分間、数分おきに集落内を旋回した。村職員が8時20分ごろまで簡易測定器で騒音を計測し、オスプレイが7時50分、集落より山手で最大93分を記録した。村内の他区や近隣の名護市、金武町でも連日の夜間訓練や民間地での低空飛行に対し、抗議と怒りの声が上がっている。

平成28（2016）年12月9日沖縄タイムスより



複数のタイヤをつり下げて、宜野座村城原区の民間地上空を低空飛行するオスプレイ＝11日午後3時39分

米軍がつり下げ訓練

オスプレイ 宜野座の民間地飛行

【宜野座】米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが11日午後2時半ごろから午後4時にかけて、宜野座村城原区に隣接する米軍キャンプ・ハンセン内のヘリコプター発着場（通称「ファルコン」）でつり下げ訓練を実施した。オスプレイが複数のタイヤをつり下げ、民間地上空を飛行したのを複数の住民が目撃した。ファルコンを使用したオスプレイのつり下げ訓練が確認されるのは2016年12月以来。（33面に関連）

オスプレイは少なくとも14回、ファルコンで離着陸を繰り返した。沖縄防衛局はつり下げ訓練を現場で見たが、民間地上空を飛行したかは確認していない。本紙の取材に対し「米軍に確認を求めている」としている。村内が「同じ」との繰り返し「異常だ」など怒りの声が上がっている。ファルコンでは16年12月6、7の両日、オスプレイが民間地上空でつり下げ訓練を実施した。3カ月後の17年3月8日、UH1ヘリコプターがつり下げ訓練を実施し、つり下げて複数の

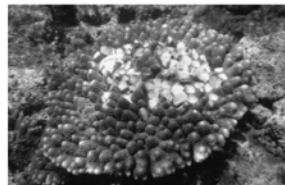
タイヤを民間地付近に落下させた。一連の問題で区や村議会、県議会などは抗議決議文を全会一致で可決し、米軍に抗議している。

平成30（2018）年11月9日琉球新報より

宜野座沖サンゴ損傷

幅4メートル長さ100メートルの範囲 50力所

漁協指摘 米軍水陸両用車原因か



【宜野座】宜野座村松田区沖合の米軍キャンプ・シユワ浦訓練水域で16日、リーフ内のサンゴの一部が割れたりするなどの損傷が確認された。11日はシユワ浦から同区海岸に向けた水陸両用車の訓練が確認され、一部が欠けた状態が確認されたサンゴ16日、宜野座村・宜野座漁港沖合

【宜野座】宜野座村松田区沖合の米軍キャンプ・シユワ浦訓練水域で16日、リーフ内のサンゴの一部が割れたりするなどの損傷が確認された。11日はシユワ浦から同区海岸に向けた水陸両用車の訓練が確認され、一部が欠けた状態が確認されたサンゴ16日、宜野座村・宜野座漁港沖合

が、被害が繰り返されてきた。サンゴを再生するには何十年もかかり、大切な漁場の喪失だ」と話した。

【宜野座】宜野座村松田区沖合の米軍キャンプ・シユワ浦訓練水域で16日、リーフ内のサンゴの一部が割れたりするなどの損傷が確認された。11日はシユワ浦から同区海岸に向けた水陸両用車の訓練が確認され、一部が欠けた状態が確認されたサンゴ16日、宜野座村・宜野座漁港沖合

【宜野座】宜野座村松田区沖合の米軍キャンプ・シユワ浦訓練水域で16日、リーフ内のサンゴの一部が割れたりするなどの損傷が確認された。11日はシユワ浦から同区海岸に向けた水陸両用車の訓練が確認され、一部が欠けた状態が確認されたサンゴ16日、宜野座村・宜野座漁港沖合

平成24（2012）年8月17日沖縄タイムスより

米軍ヘリ、タイヤ落とす



【宜野座・金武】米軍は8日、宜野座村海岸の民間地に近いキャンプ・ハンセン内の訓練場「フアルコン」で、物資をつり下げる訓練を3月ぶりに再開した。訓練中にヘリが、つり下げたタイヤを落下させた。在沖海兵隊連隊司令部は、本紙の取材に、落下場所は基地内と説明したが、前後は民間地上空も飛んでいた。米軍関係者は落下後、基地のフェンス外の提供施設区域の境界付近を捜索していた。人や物の被害は確認されていない。（29面に関連）



平成29（2017）年3月9日沖縄タイムスより

つり下げ訓練再開

宜野座と金武境界付近

【宜野座・金武】米軍は8日、宜野座村海岸の民間地に近いキャンプ・ハンセン内の訓練場「フアルコン」で、物資をつり下げる訓練を3月ぶりに再開した。訓練中にヘリが、つり下げたタイヤを落下させた。在沖海兵隊連隊司令部は、本紙の取材に、落下場所は基地内と説明したが、前後は民間地上空も飛んでいた。米軍関係者は落下後、基地のフェンス外の提供施設区域の境界付近を捜索していた。人や物の被害は確認されていない。（29面に関連）

普天間飛行場代替施設建設問題の経緯

～ 時 系 列 ～

●平成7(1995)年 SACO設置

平成7(1995)年の少女暴行事件や沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域に関わる諸問題を協議する目的で、日本政府は平成7(1995)年11月、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(略称:SACO)を設置した。また、国と沖縄県の間にも同月、米軍基地問題を解決するための「沖縄米軍基地問題協議会」が設置された。

●平成8(1996)年 SACO最終報告

12月のいわゆるSACO最終報告では、普天間飛行場の移設について「海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する」とし、「今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との記載がある。海上施設(ヘリポート)については「沖縄本島の東海岸に建設するもの」としている。

12月16日、石川、金武、宜野座村漁協では漁業振興を条件に海上ヘリポートを容認するとした。

●平成9(1997)年 海上ヘリポート問題

村では8月22日、海上ヘリポート建設宜野座村対策協議会を発足させた。当協議会は、海上ヘリポート建設に関しての調査研究や、国及び県との連絡調整で開催される。浦崎宜野座村長は「名護市行政区の問題について村が『建設阻止』と口を挟むことはできない。しかし、騒音などの村への被害が十分に予想される。村としても行動を起こすことが必要」と発足の意義を説明した。松田区では12月17日に「みんなで考えようヘリポート基地松田区民大会」を開催し、250人が参加。19日には、村長へ海上基地反対の旨の要請をした。また、平成11(1999)年11月には、松田区が辺野古代替施設案に対して反対を表明(名護市外の行政区として初)し、村長及び議長に決議文を提出している。

●平成11(1999)年 名護市、辺野古移設容認

12月27日、名護市長は7つの基本条件(安全性の確保(規模及び機能の最小限化)、自然環境への配慮、既存の米軍施設等の改善、日米地位協定の改善及び当該施設の使用制限、基地使用協定、基地整理縮小、持続的発展の確保)を守ることを理由に辺野古基地

を容認した。

●平成12(2000)年 代替施設協議会

8月25日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11/1999年12月28日閣議決定)に基づき、政府、沖縄県および地元自治体で協議するため、代替施設協議会を設置。代替施設の規模、工法及び具体的建設場所、その代替施設の基本計画の策定に必要な事項を協議することとなり、地元自治体からは名護市長、東村長、宜野座村長が構成員となった。

●平成13(2001)年 現地飛行試験と住民説明会

3月10日には、辺野古基地の騒音被害を想定するため「現地試験飛行」を実施し、騒音を測定した。6月8日に実施した第7回代替施設協議会で住民説明会の実施を村長が申し入れ、6月27日に防衛施設庁が村立中央公民館にて普天間飛行場代替施設の3工法8案を説明。12月17日にも沖縄県副知事ら県幹部が松田区を訪れて、説明会を実施した。この説明会は松田区が村を通じて実施するよう要請して開催されたもの。

●平成13(2001)年 15年使用期限問題

12月27日の第8回代替施設協議会では、村長から政府に、「本村においても本村並びに松田区上空を通過する飛行コース案では、村民の理解が得られない」と話し、十分な検討を求めた。また岸本名護市長が辺野古移設容認の条件としてあげていた15年使用期限問題について、政府は「国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しております」としたが「稲嶺沖縄県知事ならびに岸本名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げてきた」と説明。「(今後)国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、沖縄にいる米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していく」との考えを示した。

●平成14(2002)年 普天間飛行場代替施設基本計画

松田区では7月に代替施設の建設位置や工法について、那覇施設局が説明する機会を設けた。区民は「区に配慮がなされていない。受け入れられない。」と指摘。

7月29日の第9回代替施設協議会では、政府側が作成した普天間飛行場代替施設基本計画案について、基本合意がなされた。沖縄県知事は「引き続き、政府、

沖縄県及び名護市をはじめとする地元地方公共団体が、緊密に協議していく必要がある」とした。宜野座村長は「地元松田区では、将来、代替施設の供用に伴い飛行ルートミス等により松田区上空を飛行するのではないかと不安があり、運用にあたっては適切な措置を講じていただく必要がある」と述べ、適切な協議体制の確保を政府に要請した。基本計画案が合意されたことで代替施設協議会は解散した。

●平成15(2003)年 3漁協が反対表明

11月7日に、石川、金武、宜野座村の3漁協で構成する連絡協議会で建設工事に伴う漁業海域の汚染の懸念から辺野古移設反対を表明。

●平成18(2006)年 いわゆるV字案提示

4月4日、「普天間飛行場の辺野古沿岸移設に反対する宜野座村民総決起大会」が開催された（詳細は64～65ページ参照）。

4月7日、政府は滑走路を2本設置する、いわゆるV字案を名護市長、宜野座村長へ提示。宜野座村長は「宜野座村上空を飛行しないこと」を条件として名護市長とともに辺野古基地建設の基本合意にサインした。4月25日、普天間飛行場の辺野古移設反対宜野座村実行委員会から基本合意の撤回を求める要請書が村長に送られたが、この要請書について、宜野座村長は「村上空の飛行を回避することを政府と約束した」とし、「基本合意を撤回できない」と回答した。6月定例議会でも基本合意までの経緯について説明を行った。

8月29日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18 / 2006年5月30日閣議決定）に基づき、代替施設の具体的な建設計画、安全・環境対策および地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が設置され、地元自治体からは名護市長、東村長、宜野座村長、金武町長が参加した。

第2回の協議会で久間防衛長官は「普天間飛行場の返還合意後、10年が経過しているが、移設は進んでいない。今般のV字型案は、移設を進めるに当たり最も実効性が高く、確実な方途である」と発言。今後は環境影響調査や代替施設の建設準備を着実に進めていくとした。

以降、沖縄防衛局が環境影響評価方法書や環境影響評価準備書を環境影響評価法に基づいて作成し、当協議会で話し合った。宜野座村長は「基本合意に基づき村上空を飛行ルートから外し、村民の生活環境、自然環境に悪影響を与えないよう計画してもらいたい」と述べた。

●平成21(2009)年 環境影響評価準備書

4月23日、沖縄防衛局は松田区公民館にて普天間飛行場代替施設建設に伴う、環境影響評価準備書の説明会を実施した。東宜野座村長が準備書作成に伴う村長意見として「デモフライトや各種項目での調査拡大」を要求。9月10日にデモフライトが実施されたが、代替施設周辺の海上を飛行するのみで、民間地上空の飛行や施設間の移動を想定した飛行がなく、住民からは「現実とかけ離れている」との指摘があった。

●平成23(2011)年 環境影響評価書

12月、沖縄防衛局から村に環境影響評価書が送付された。この評価書で、初めてMV-22オスプレイの配備が明記。東宜野座村長は「オスプレイ配備による離着陸に係る松田集落付近の騒音を明記すること」「同機の訓練地域に係る範囲（飛行ルート、訓練区域）及び騒音を明記すること」の2項を求めた。

●平成25(2013)年 漁民大会と村議会意見書

3月16日に3漁協は、宜野座漁港で漁民大会を開催。村議会でも、改めて辺野古基地反対が表明され、政府が辺野古移設公有水面埋め立てを承認したことへの抗議決議や辺野古断念を求める意見書等を日米関係機関に手交した。

●平成25(2013)年 埋立て承認

12月27日、仲井真沖縄県知事（当時）は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けた埋立てを承認したことを表明した。

●平成27(2015)年 島ぐるみ会議発足

6月30日に名護市辺野古の新基地建設阻止や「建白書」の実現に向けて「沖縄建白書を実現し未来を拓く島ぐるみ会議宜野座」が発足。

●平成29(2017)年 埋立工事着手

4月25日、沖縄防衛局は辺野古基地建設に向け、キャンプ・シュワブ沿岸を埋め立てる護岸工事に着手した。

●平成31(2019)年 県民投票実施

2月24日の名護市辺野古の新基地建設の賛否を問う県民投票で反対票が40万票上回ったことに基づき、村としても沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会やその他機関で要請し、県や国の動向を注視しながら適切な対応をしていく考えである。

米軍車両事故

城原区の村道1号線について

城原区の村道1号線（米軍提供道路）では平成7（1995）年3月12日に米軍大型輸送車が、金武町中川区に住む6歳の男の子をはねて死亡させた。村は住民生活の主要道路であることから通行しないよう要請し、キャンプ・ハンセン司令官も「緊急時以外は使わない」と口頭で約束した。しかし、平成10（1998）年1月12日に米軍車両10台が通過した。村と「緊急時以外は使用しない」と約束したことについて、米側は「ハンセン司令官がそういう約束をしたとは聞いていない」と答えた。翌月3日にも米軍車両20台の通行を確認したため、村は金武防衛施設事務所へ出向き、「通行を控えるよう、米側に要請してほしい」と申し入れた。事務所は「提供施設なので、通行するなどは言えないが、住民の生活に配慮するよう要請する」と回答。

平成23（2011）年8月27日、城原区は米軍提供道路の通行禁止を求めて、道路にかかる区有地の契約更新を拒否していることが分かった。

城原区が同年3月～5月にかけて村道1号を米軍車両が頻繁に往来したことで沖縄防衛局に抗議行動をした結果、米軍は集落への進入を禁止する看板を複数設置し、集落内の通行はなくなったが、城原区が村道1号にかかる区有地の契約更新に応じないことから、米軍は駐留軍用地特措法に基づく強制使用手続きを開始。11月22日、城原区は米側が通行禁止措置をとった土地の強制使用手続きを開始した矛盾から、村に対して村道1号の返還を米側に要請するよう求めた。

平成25（2013）年7月15日、村道1号を米軍車両10台が通過した。住民からは「なぜ約束を守らず、住民を危険にさらす集落内を通るのか」と怒りの声が上がった。そして7月24日、城原区では米軍車両の通行禁止を求めて、沖縄防衛局へ要請した。平成27（2015）年11月27日にも村道1号の米軍車両の通行が急増しているとして、宜野座村と金武町そして両議会に対して、村道1号を通行しないよう、米軍と沖縄防衛局に働きかけるよう要請したが、解決には至っていない。



平成25（2013）年4月4日 米軍車両故障

水陸両用車とリーフ破壊等の問題

松田地区の海岸はキャンプ・シュワブ水域に面し、提供水域では主に水陸両用車による海上演習が行われる。周辺（提供水域外）には、宜野座村漁協組合のモズク養殖場がある。平成12（2000）年4月27日に、水陸両用車がモズク養殖場を航行した。後日、村漁協組合が被害を調査したところ、リーフのサンゴ礁が幅50m、長さ500mにわたって破壊されたことが判明。辺りはウニの放流地帯で、直径10cmのウニが大量につぶされていた。このことで漁協組合が那覇施設局へ抗議したことから、5月26日に同局は米海兵隊、宜野座村とともに現地調査を実施し、補償などの具体的な対応については、「調整して検討したい」と回答した。

平成17（2005）年6月6日にも、シュワブからハンセンに海上移動中の水陸両用車14台のうち5台が提供水域外の松田海岸に上陸。米兵は「2台の車両が故障」と説明し、漁協組合長は「少量の油漏れがあった」と指摘。村長と組合長は那覇施設局に再発防止を求めた。村議会も訓練中止を求めた抗議決議文を全会一致で可決し、6月21日に村と漁協とともに要請。米軍は海上訓練を中断したが、事故原因の説明がないまま8月17日に海上訓練を再開した。

平成18（2006）年5月22日、米軍ボートとみられるものが提供水域外（モズク養殖場）を航行するのを確認した。モズクの収穫期で、約10隻の漁船が近くで潜水作業をしており、命に関わる事態だった。那覇施設局はただちに米軍へ要請したが、米軍は「養殖場を通過した認識はない」とした。平成24（2012）年8月16日にはキャンプ・シュワブ訓練水域で村漁協組合がサンゴの損壊を確認。水陸両用車が原因とみられ、村議会が抗議決議と意見書を米海兵隊と沖縄防衛局に手渡した。



平成24（2012）年9月5日 米軍車両故障



平成26（2014）年8月29日 ガードレール破損

道路の走行や事故等について

米軍車両による事故は、提供施設・区域間の移動中の車両事故や民間地又は農地への侵入、故障や侵入による通行止め、物損事故などが多発している。

平成13（2001）年5月25日には、キャンプ・シュワブからハンセンに移動中の米軍車両2台が追突し、1時間半国道で立ち往生。平成14（2002）年4月7日には、米軍装甲輸送車両が民間地に侵入した。

米軍装甲輸送車両の侵入については、県や米軍、那覇施設局が現場を調査し、米軍は付近の住民に謝罪した。走行を許された道路を外れ、民間地、農地に米軍車両が侵入する問題は、現在も多い。

平成19（2007）年7月18日、米軍装甲車両が「安全点検のため」と村加工直売センター「未来ぎのぞ」に乗り入れて停車し、居合わせた人々の不安を煽った。村長と村議会は那覇施設局に再発防止を申し入れた。未来ぎのぞセンター長は「一般客が多く訪れる村の特産品売り場。装甲車が並ぶ様子は演習を思わせる」と懸念。

また、米軍車両によるアスファルトや路肩、ガードレール等の破損に対する補償については、日米地位協定18条で、「いかなる場合においても1400ドル又は50万4000円までの額については、その請求を放棄する。」と記載されている。

平成22（2010）年12月14日の定例議会では、9月16日に米軍車両により損壊されたガードレールが3か月以上放置されていることが判明。道路を管理する北部国道事務所は「年内に修復したい」とした。村長は「観光地として景観上もよくない」と強調。この件で民間側の損害が50万4000円以下であることから、日米地位協定18条の規定に基づき、北部国道事務所の経費でガードレールを修復した。



平成29（2017）年6月1日 米軍車両事故

銃口を向けた事件

平成16（2004）年2月12日、宜野座村湯原の沖合で米兵が見物人に対し、数十メートルの至近距離で銃口を向けた。銃口を向けられた宜野湾市在住の方は「カメラを向けたら米兵が銃口を向けた。至近距離だったので、怖かった」と話した。

平成24（2012）年8月11日には、宜野座村湯原の歩道の草むらにうつぶせになって国道に銃口を向けていた米兵が確認されている。

この2つの事件は両方とも、米軍提供施設・区域外であり、一般人に銃口を向けることで多くの住民の不安を煽ることになった。米海兵隊は、「住民に危険が及ぶことはない。基地外では、銃弾が装填された武器が携帯されることはない。」と回答しているが、村としては、再発防止を申し入れている。

キャンプ・ハンセンヘリ墜落事故

～ 時 系 列 ～

平成25（2013）年8月5日、宜野座村のキャンプ・ハンセン内に米空軍嘉手納基地所属 HH60 救難ヘリコプターが墜落した。情報提供の遅れが目立ったこと、立ち入り調査がなかなか実施できなかったこと、約1年間の大川ダム取水停止など環境面での不安が残ったことなど、問題点がいくつも浮かび上がる事故だった。村としては、抗議や要請活動を行うほか、村民の水の確保や補償、立木補償、大川ダムの水質調査、現場立入調整等の対応に追われた。



平成25（2013）年8月5日、米軍ヘリ墜落事故

●平成25(2013)年8月5日 事故当日

16:00頃 宜野座村のキャンプ・ハンセン内に嘉手納基地所属の HH60 型（戦闘探索救難）ヘリコプターが墜落。5分後にキャンプ・ハンセン古知屋岳麓から上がる煙を役場職員が確認し、企画課長が沖縄防衛局・石川警察署・金武地区消防衛生組合に電報を送る。

16:07 「山手に黒煙が上がっている」と一般の方から110番通報。

16:20 役場職員（企画課長補佐、企画課広報担当）が102ゲート前で動向を監視。

16:30頃 消防車1台がキャンプ・ハンセンの102ゲートに到着するが、ゲートは閉鎖されたまま。ゲート内から米海兵隊員が手を交差しながら「進入禁止」と伝える。報道陣が「延焼の可能性を調べたい」と求めるが、取材に応じなかった。

同じ頃、開催中の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の総会会場に事故発生の一報が届く。

16:58頃 沖縄防衛局より「米軍側から LZ PEACOCK において火災発生と消火航空機を手配したとの連絡あり」と情報提供。

17:05頃 又吉進公室長が事故概要を報告。

17:11頃 現場では、海兵隊員がゲートを封鎖しているため、到着していた救急車が引き返す。

17:25頃 CH46ヘリ2機が現場上空で消火活動を開始。

17:35 米空軍の消防車3台がゲート内へ入る。国道329号線からゲートに続く入り口にいる海兵隊員に報道陣が情報を求めるも、「何も話せない」と回答なし。

18:17頃 沖縄防衛局から宜野座村へ HH60ヘリが墜落したと正式に連絡があった。

18:54 まだ煙がある中、CH46ヘリ2機は消火活動（合計40回水投下）を停止し引き揚げた。

19:09頃 沖縄防衛局から米空軍嘉手納18航空団の発表文書がメールで届く。

19:50 沖縄防衛局から CH46ヘリの消火活動は、日没により終了したと連絡があった。

20:00 海兵隊と空軍の広報担当者が現場確認のためゲート内に入る。

20:50 ゲート前でマスコミに状況説明。機体はほぼ全焼とのこと。事故機には4人（操縦士、副操縦士、機関銃関士、航空機関士）が搭乗しており、3人は生存を確認したが、1人（航空機関士）は行方不明。

21:00 今回の事故現場は、飲料水を取水している大川ダムの北端に位置しているため、機体からの有害物質流出を懸念し、大川ダムからの取水停止を決定。村内の飲料水は漢那ダムからの供給を増やして対応することとした。当真宜野座村長は「不安視していたことが現実になった。大変遺憾だ。原因究明を関係機関に要請したい」とした。

また、この日はオスプレイの追加配備に対して、普天間飛行場野嵩ゲート前で抗議集会をしている最中に墜落事故が発生したことから、県民の怒りが噴出。米海兵隊は残り10機の移動を見合わせるとした。（14機は既に配備済）

●8月6日 事故翌日

村長らは沖縄防衛局を訪れ、ヘリ墜落事故について原因究明や再発防止を行い、安全性が確認されるまでの飛行訓練中止や、大川ダムへの立入調査、立

木の補償等を要請。そして、上下水道課の職員が定期的に行う（月1回）大川ダムの水質確認のためにゲート内に入った。放射性物質で汚染されている可能性もあるだけに、事故現場からダムの距離なども調べ予定だったが、普段は同行しない米兵2人と通訳1人が同行し、大川ダムからの採水のみが許され、事故現場への立ち入りは理由も告げずに拒否された。

また、宜野座村議会では、在日米軍関係機関（6か所）への抗議決議文を全会一致で可決し、7日に村長と議会議員らが同決議文（村長は村としての要請文）を手交。（他に、城原区と宜野座区、キャンプ・ハンセンに関する3町村連絡協議会、福山区がそれぞれ別日に沖縄防衛局へ要請行動を実施）

事故現場では、10時頃に再度出火が確認されたためヘリ1機に消火活動を要請中との連絡が沖縄防衛局から入り、10時40分頃に企画課職員がヘリ1機の消火活動を確認。13時に完全鎮火したことを米海兵隊が発表した。7日8日と2日連続で再燃し、村は情報収集に追われた。また、行方不明者1人の遺体を確認したことが発表された。

米軍は6日から「ノータム」という米軍の航空情報を出し、墜落現場上空の報道用ヘリを含む民間機の飛行を制限していることが分かったが、上空の管制権を持つ国交省への事前連絡はなく、航空法上の法的根拠がないことから文書自体に効力はないと判明。この制限は15日まで続く予定となっていた。

●8月7日 事故から2日後

鍋川ダムの水位確認のため、普段はほぼ毎日立ち入りをしている村土地改良職員が、基地の立ち入りを一時拒否された。

●8月8日 事故から3日後

村が6日に実施した大川ダムの水質調査では「異常はなかった」と発表。米軍は事故機の回転翼に放射性物質ストロンチウム90が含まれている可能性に対し、「事故機にはストロンチウム90は含まれていない」と回答した。

●8月9日 事故から4日後

金武町側のキャンプ・ハンセンの実弾演習で山火事が発生し、當眞村長は「山の木々は地域の資源であり財産。米軍のやり方は治外法権そのもの。日米地位協定を変えるしかない」と話した。

●8月16日 事故から11日後

事故機と同型のヘリが飛行再開を強行。

●9月13日 事故から39日後

宜野座村教育委員会は幼稚園・小中学校生徒596人を対象にヘリ墜落事故に関する精神的な影響についてアンケートを実施。全体の7割の生徒が日常生活でヘリ墜落に不安を感じていることが分かった。

●9月26日 事故から52日後

宜野座村は大川ダムから取水を停止しているが、事故現場の土壌検査を実施し、異常がないことを確認するまで取水を再開しないことを決定した。

●10月22日 事故から78日後

県環境保全課は8月に実施した墜落地周辺の土壌調査の結果として放射性物質（ストロンチウム90とトリウム232）が「不検出又は、環境基準未満」と発表したが、墜落現場でのサンプル採取を依然、実施できていない。

●11月20日 事故から109日後

米軍から村の現場立入申請について許可が下りる。しかし、22日付けの米海兵隊太平洋基地司令部からの文書で、今回の立入について「沖縄県がおかれている立場や責任については十分承知しておりますが、米軍施設内においての土壌調査や水質調査は時期尚早であると結論した」と伝えられた。

●12月3日 事故から120日後

村長及び関係職員が現場に立ち入りをしたが、事故現場の状況確認にとどまった。目視調査の結果、事故現場までは、LZ PEACOCKから距離にして約200mあり、徒歩で約15分程度（高低差があり、滑落の可能性もあり）。事故現場は急勾配で、高低差は80m、焼失面積は約1700㎡。立木の損失は、約100本で、直径60cm級も数本確認された。土壌の流出防止は施されていたが、ステラシート等簡易的なもので土砂流出を完全に防いでいるか疑問も残った。

●12月12日 事故から131日後

沖縄防衛局と宜野座村との意見交換会では、大川ダムからの取水を停止していることから、漢那ダムからの取水に伴う損害補償やヘリ墜落に伴う立木補

償について検討した。沖縄防衛局は漢那ダムからの取水に伴う損害補償については「現在、在日米軍司令部で検討しており、その回答後に調整したい」とし、補償が決定した場合は「米軍75%、防衛局（国）25%の比率になる（地位協定第18条）」とした。地位協定18条は「合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25%を日本国が、その75%を合衆国が分担する」と記されている。

ヘリ墜落に伴う立木の補償については「補償の対象となる宜野座区に足を運び、説明と意見聴取を図りたい。米軍からは裸地調査の上、種子吹付、植林まで対応したい」とし、今後は土壌や水質の調査結果を待ち、宜野座区との意見交換を設けることに。

●平成26(2014)年1月21日

米軍はヘリ墜落事故航空機調査の要約を村に提出。事故の原因は「人為的ミス」で、航空機の全壊に伴う損害が3804万7154.40ドル（当時約40億円）。民間財産への損害はなかった。

●2月14日

米軍からHH60機事故現場アセスメントの現況報告として「今日までに米政府及び日本政府によって収集された情報に基づくと、事故現場と大川ダム飲料水貯水池は安全である」と記載がある。また、インパクトエリア（墜落現場）はLZ PEACOCKから、約230m、大川ダムから約70mの距離にあることも分かった。

調査結果の報告として事故現場の土壌から土壌汚染対策法に基づく国の環境基準値の21倍のヒ素が検出された。そのほか基準値に比べ、最大値で鉛が74倍、カドミウムが1.5倍、フッ素が5倍に上った。

また、宜野座村は大川ダムの取水停止に伴い、不足分を漢那ダムからまかなっていて、経費は430万円。村長は「県の土壌調査や村の水質調査で安全性を確認するまで再開しない」とした。

●5月9日

沖縄県が3月17日に実施した事故現場での土壌調査の結果、10か所で土壌を採取したうちの3か所で「鉛とその他化合物」が基準値を超えた。

●6月5日

村は4月2日に独自で行った大川ダムでの環境・放



平成26（2014）年8月13日、事故から1年後にようやく可能となったヘリ墜落事故現場への立ち入り調査

射線等を含めた水質調査の結果を公表。「すべて基準値内」であったが、米軍・県・村の調査結果を精査し、大川ダムからの取水を検討することとした。

●6月11日

米軍はHH60事故現場アセスメントの正式な報告書を沖縄防衛局に提出した。報告書では、沖縄県と米軍の土壌調査結果を比較し、大川ダムからの取水のついて、「安全」であるとした。

●6月18日

第1回村基地対策協議会幹事会で取水再開の条件として、現場立入を求めることが採択され、沖縄防衛局と調整を行うこととなり、6月30日には、第2回村基地対策協議会幹事会后、海兵隊・沖縄防衛局へ要請行動を実施。そして毎週のように担当者レベルで調整を行い、8月13日に現場立入が決まる。

●8月13日

現場確認後に第3回村基地対策協議会幹事会で村長が取水再開を宣言し、17時に大川ダムからの取水を再開。

●10月20日

日米両政府は米軍基地内の環境調査や日本の立入、環境基準などを定める補足協定（環境補足協定）を実質合意したと発表した。これまで日米地位協定の中に環境調査などに関する規定はなかったことから日米両政府は去年12月からこの協定について協議を続けてきた。眞宜野座村長は「改善に向けたいい取り組み」としつつ「事故や環境汚染があると想定される場合は速やかに立ち入り調査ができる形にしてほしい」と要望した。

ヘリ墜落事故に伴う 損害賠償請求

平成27（2015）年6月12日、沖縄防衛局は駐留軍の使用に供するために宜野座村との間に賃貸借または、転貸借している財産（立木）が米軍の事故により焼失したとして、キャンプ・ハンセン内で焼失した立木の損害発生通知書（賃貸借契約書第18条、19条）を村に送付し、損害を請求するよう求めた。損害金額は21,869円で75本の立木（琉球松及び広葉樹）に対する補償である。内訳は宜野座区が70%で15,308円、村が30%で6,561円。立木補償については、立木そのものに対しての価値分のみが補償の対象になるため、立木を市場に出すまでの必要経費は含まれない。宜野座村は内容を確認して、12月7日に請求した。

大川ダムの取水停止に係る損害賠償の請求については、平成26（2014）年11月14日付けで請求していたが、平成29（2017）年7月21日に沖縄防衛局と村庁舎内で行われた会合で、政府としては米軍に責任があると認識し、米側と調整しているものの米側が因果関係について納得せず、交渉が難航しているとのことだった。このことから政府は早期解決のため、日米地位協定による損害賠償ではなく、政府からの「見舞金」として対応したいと打診があった。「見舞金」は昭和39（1964）年に閣議決定された政府の制度で、人身事故で損害額相当の90%、物損事故で80%としている。

これに対して村は、請求額は実際に支出した額であり、満額でないことに議会や村民が納得するか疑問であり、「損害賠償金」ではなく「見舞金」という違和感もあるとしている。

しかし、平成29（2017）年10月16日、米軍が合衆国軍隊の行為等による損害賠償を認めたため、沖縄防衛局から賠償金を支払う旨の連絡が届き、日米地位協定18条の規定に基づき、賠償金6,498,987円が支払われた。

日常生活を侵食するヘリからの粉塵被害



平成26（2014）年7月18日撮影、米軍ヘリから粉塵が上がっている様子。



車両への粉塵被害



葉の表面に粉塵が積もっている野菜

米軍ヘリは騒音や事故の危険性だけでなく、飛行するだけで粉塵をまき散らす。車両の表面についた粉塵は塗装を傷つけ、サビの原因となる。農作物もまた、傷つけられる。なかなか数値化しにくい被害だが、地域住民の日常生活に影響を与えている。

基地外で米軍人・軍属が起こす事件関連

軍人・軍属等による事件

米軍構成員等による刑法犯罪は、沖縄県の日本復帰から令和2（2020）年6月末時点で6,048件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が582件発生している。

村では、平成24（2012）年11月、オスプレイ配備に反対する村民大会とともに、米海兵隊員2人による女性暴行事件について抗議決議を行った。村議会では、平成21（2009）年12月に読谷村で起きた米兵車両によるひき逃げ死亡事故や平成28（2016）年3月に起きた米兵による女性暴行事件等について抗議した。

平成28（2016）年4月には、元海兵隊の軍属による女性遺体遺棄事件について、宜野座村議会は、日米地位協定の抜本的な改定や在沖米軍基地の整理縮小、米兵の削減等を求めた。被疑者は嘉手納基地内で働く「軍属」に相当し、日米地位協定で保障される枠内にあった。しかし、被疑者が日本人女性と結婚し永住ビザを取得していることと、当事件が勤務時間外に起きたことから、軍人軍属に適用される例外規定の対象※1とはならず、日本国内法に基づいて裁判が行われた。この事件を踏まえて、海兵隊の施設や訓練場がある13市町村の首長が「海兵隊の削減の必要性をある」とした。また、当真宜野座村長はマスコミのアンケート調査に対し「削減すべきだが、一定数は必要」を選択した。

県軍転協では、「このような事故が二度と起こらないように、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底に努め、再発防止に万全を期すことに加え、事件・事故を起こした米軍構成員等の処分・処罰の公表などの情報を開示し、透明性の確保に努め、ゲートチェックの在り方やリバティ制度※2の運用実態の検証等を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発

防止や防犯カメラ設置等による具体的な策を講じる必要がある」と日米の関係機関に要請している。

※1 刑事裁判権の問題：地位協定第17条3項（a）（ii）に記載されている「公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪」についての裁判権が日米で競合する場合には、米軍当局が第一次の権利を有する」という規定があるが、この規定に関しては拡大解釈による濫用がしばしばある。

※2 リバティ制度とは、在日米軍が自主的措置として設けた勤務時間外行動の指針である。基地外での飲酒の制限や、外出時間の制限、リバティーバディー制度の対象者には外出時の同伴者義務付け等を規定している。

飼い犬の咬傷事案

宜野座村では、平成29（2017）年5月に米軍関係者の飼い犬（大型犬）がリードをせず徘徊したことや、令和2（2020）年5月にも米軍関係者の飼い犬が周辺住民に噛みついた事案が発生した。令和2（2020）年5月8日に宜野座村長らは、再発防止と管理の徹底を沖縄防衛局に要請した。問題点として日本は狂犬病予防法で飼い犬の登録義務があるのに対し、基地外に居住する米軍関係者の飼い犬の登録に関しては、そもそも日米地位協定により飼い主の住民登録義務もないため実態が把握できず、行政も対応ができない。米軍住宅の管理事務所が発行するパンフレットには、「基地の外で犬を飼う場合、日本の法律が適用される」と記載されている。

平成26（2014）年から米側は、基地外居住者のプ

ライバシー保護とテロ対策のためとして、基地外に住む米軍関係者の情報の提供をしなくなった。行政としては狂犬病予防法で定める飼い犬の登録義務は、基地外居住者の飼い犬に対しても徹底されなければならない。もし狂犬病の犬に村民が噛まれれば、最悪の事態（死亡）になる恐れがあるからである。また、飼い犬の登録を怠った場合には、狂犬病予防法第27条により罰則規定（20万円以下の罰金）もある。

沖縄防衛局は「パンフレット等で注意喚起はしっかりしているが、徹底するよう、引き続き要請していく」としている。

新型コロナウイルス対策について

令和2（2020）年1月頃に中国の武漢で発生したとされている新型コロナウイルス感染症が日本を含む世界中に蔓延したが、沖縄では感染症対策を万全に行った結果、5月1日から7月中旬にかけて感染者ゼロを記録し、収束に向かっていった。しかし、アメリカでは新型コロナウイルス感染者が爆発的に増加中の7月4日、アメリカ独立記念日に多くの米軍関係者が基地外の公園、ビーチ等でパーティーを開催し、基地外のホテルに宿泊した。7月8日から在沖米軍基地内で感染者数が爆発的に増加したことから、独立記念日に県民を含む多くの濃厚接触があったことが原因と推測されている。

金武町、宜野座村、恩納村で構成するキャンプ・ハンセンに関する三町村連絡協議会（以下、キャンプ・ハンセン三連協）は、キャンプ・ハンセン内からも連日多数の感染が判明し、一刻の予断も許さない状況であることから、キャンプ・ハンセンにおける感染防止策を徹底することや、基地内の医療体制、PCR検査体制に関する情報を提供すること、基地外

に居住する軍人・軍属等及び基地内で働く日本人従業員のPCR検査の実施等を関係機関に要請した。また、新型コロナウイルス感染者がキャンプ・ハンセンで確認されてからも金武町、宜野座村、恩納村の民間地で米軍関係者の姿が確認されたことから、キャンプ・ハンセン三連協は沖縄県に対して米軍関係者が利用していた施設の従業員を対象としたPCR検査の実施を要請した。

また、日本はアメリカを含む海外への渡航を制限（来国も制限）している中、米軍の構成員は日米地位協定9条により、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用除外になるため、日本への出入国が自由になっている。外務省沖縄事務所は「日米地位協定の大きな枠組みの中で個々の事案に対し、適切な対応をしていく」と説明したが、当真宜野座村長は「現在の地位協定でカバーできていない部分がある。これからは今回と同じようなことが起きる可能性もあることから改定もしくは運用の改善が必要だ」と言及した。また、上記の記述と関連して、感染症予防に必要な措置を講ずることを目的とする検疫法の適用も要請した。

また、当真宜野座村長は米軍が平成26（2014）年から基地外居住者の人数を非公表としたことについて「基地外に住む米軍関係者にも地域のコミュニティーに入ってきて周辺住民との交流も深めてほしい」としつつも「良き隣人となるためには、行政にもある程度の情報提供が必要なので、（基地外居住者の人数等の公表について）前向きに対処していただきたい」と話した。

米軍機の飛行訓練と騒音問題

米軍航空機による民間地上空の飛行及び低空飛行、夜間飛行またはそれに伴う騒音被害については、村民生活に大きな影響を与えている。

民間地上空の飛行については、住宅地への墜落の危険性があることや、平成30（2018）年11月11日には、城原区の民間地上空でオスプレイがタイヤを吊り下げて飛行しているのが確認されたことから、吊り下げ訓練による物資落下の可能性もある。

低空飛行について、米軍は「戦闘即応体制を維持するために必要とされる技能の1つ」であると必要性を強調しているが、本村では操縦している兵士の顔が見えるほど低い高さと低空飛行訓練が行われており、非常に危険である。日米合同委員会では、在日米軍による低空飛行訓練について、「国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している」と公表している。航空法第81条では、人又は家屋密集地の上空において「当該航空機を中心として水平距離600mの範囲内の最も高い障害物の上端から300mの高度」、人又は家屋のない地域及び広い水面については「地上又は水上の人又は物件から150m以上の距離を保って飛行することができる高度」としている。

夜間飛行については、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置で「2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米軍の運用の所要のために必要と考えられるものに制限され、部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。」としている。米軍は令和3（2021）年1月12日～17日において、航空情報「ノータム」で普天間飛行場を23時59分まで使用する旨を記載しており、その期間キャンプ・ハンセン訓練場においても24時前まで飛行訓練が続いていた。夜間飛行訓練からの騒音被害は地域住民の生活環境への影響が甚大であり、許容できるものではない。

騒音被害状況を把握するため本村の要請により、平成



平成25（2013）年5月2日城原区民家上空を飛行する米軍ヘリ



城原区民家の敷地内に設置された騒音測定器

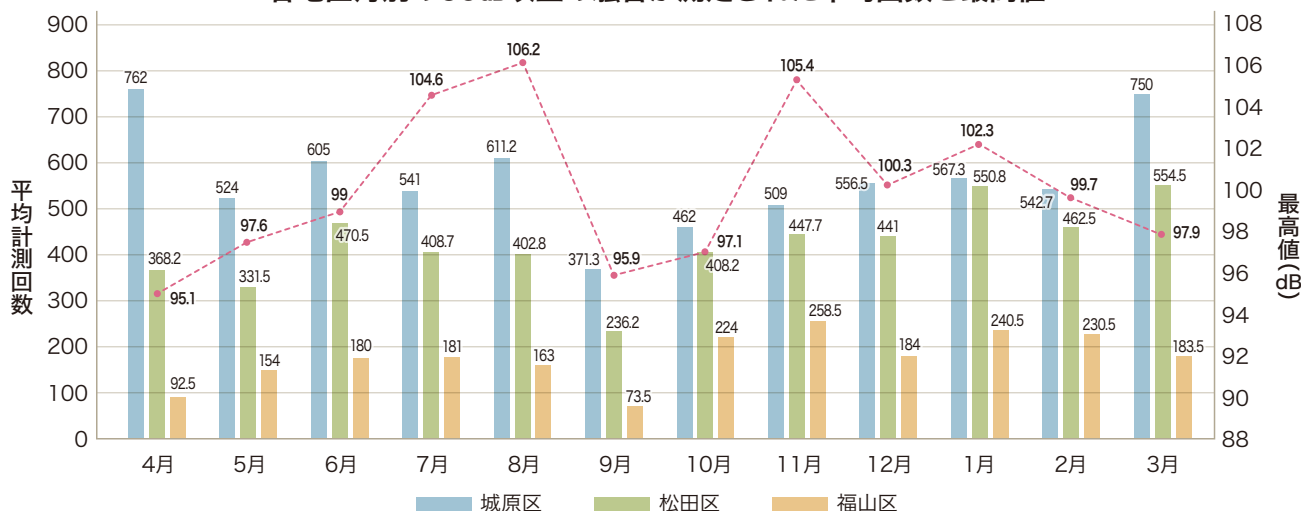
騒音の目安

うるさい。声を大きくすれば会話ができる	
60dB	洗濯機(1m)、掃除機(1m)、トイレの洗浄音
かなりうるさい。かなり大きな声を出さないと会話ができない	
70dB	騒々しい街頭、セミの鳴き声
うるさくて我慢できない	
80dB	地下鉄の車内、電車内、ピアノ(1m)、布団たたき(1.5m)
90dB	騒々しい工場の中、カラオケ、ブルドーザー(5m)、パチンコ店内
聴覚機能に異常をきたす	
100dB	ガード下、液圧プレス(1m)
110dB	自動車のクラクション(2m)
120dB	飛行機離着陸直下

26（2014）年3月沖縄防衛局が松田区公民館と城原区民家へ騒音測定器を設置した。また、福山区からの要請により、平成30（2018）年5月から福山区第2団地にも騒音測定器が設置されたのと同時に、松田区については、公民館から高松地区の民家へと測定器が移設された。沖縄防衛局からは毎月の騒音測定データが提供されており、そのデータをもとに、表を作成している。（P50～P54）

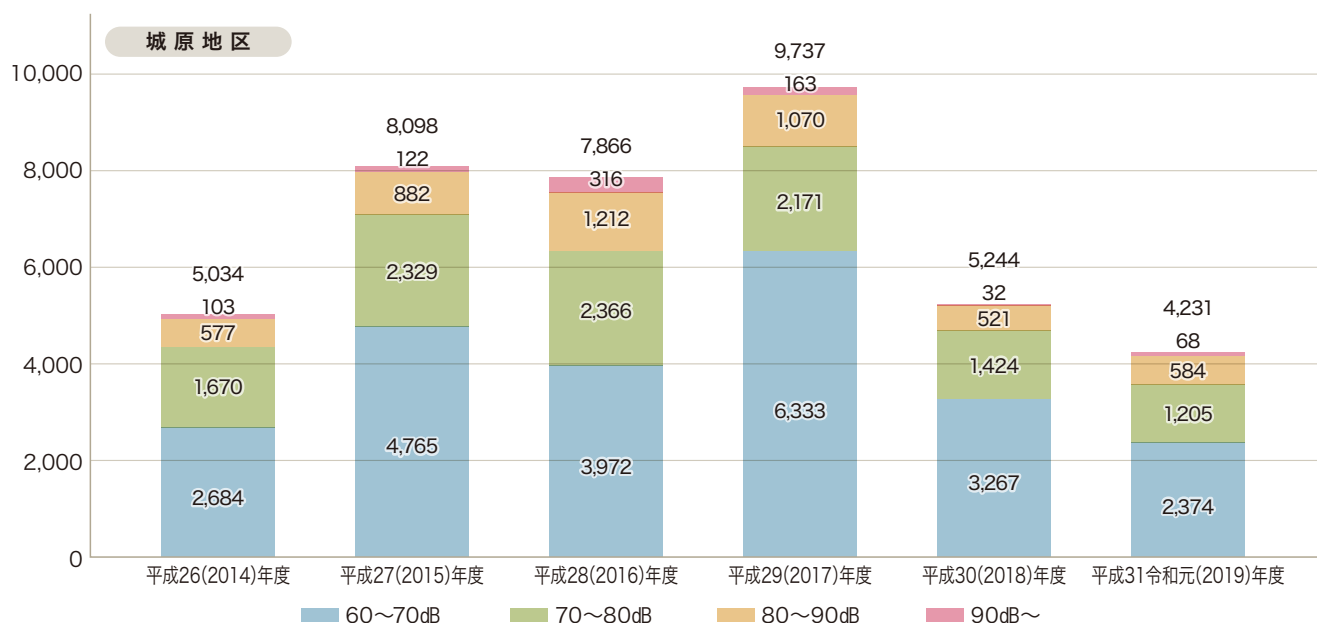
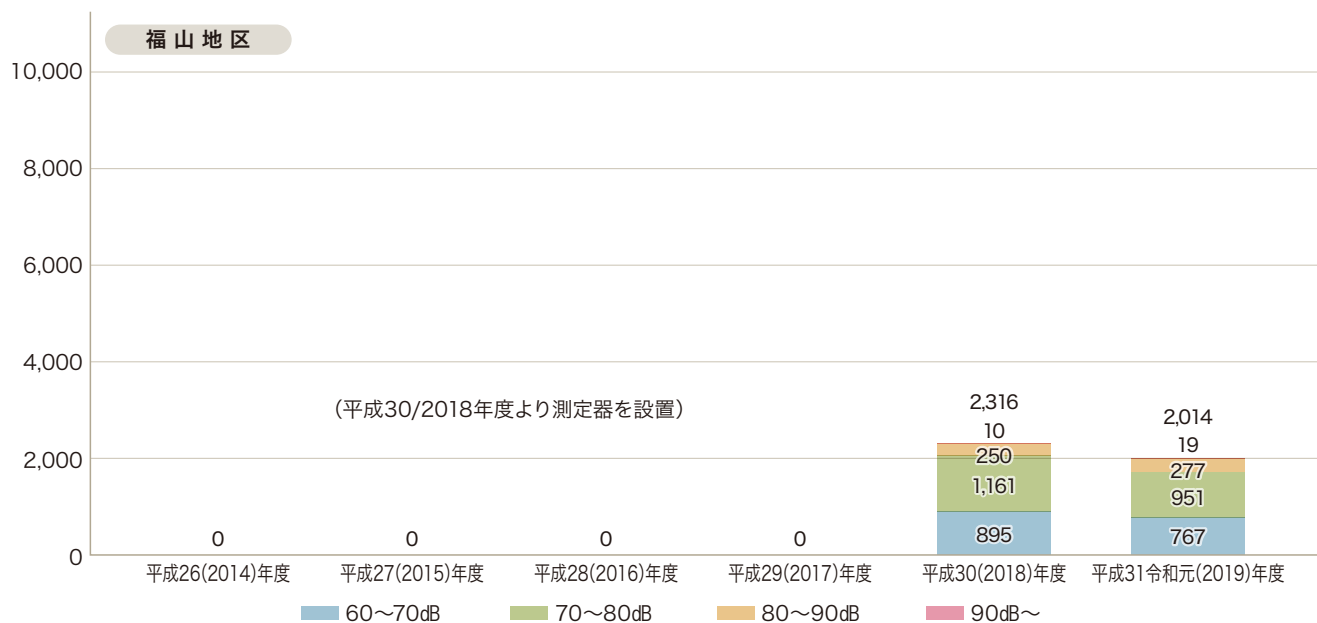
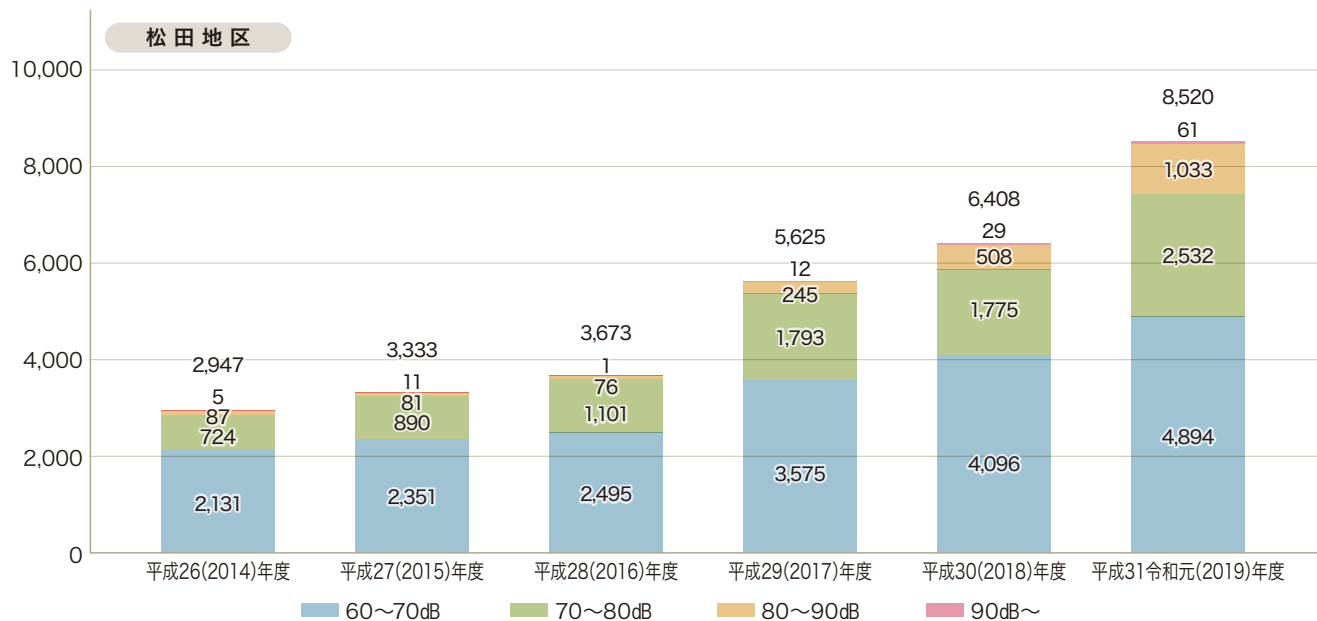
表を見てみると、地区別・年度別の60dB以上の騒音回数が松田区では、平成26（2014）年度の測定器設置以降、年々増加している。また、民間地付近の着陸帯「ファルコン」や「アウル」を使用した離着陸訓練も常態化しており、村民生活に大きな影響を与えている。

各地区月別の60dB以上の騒音が測定された平均回数と最高値

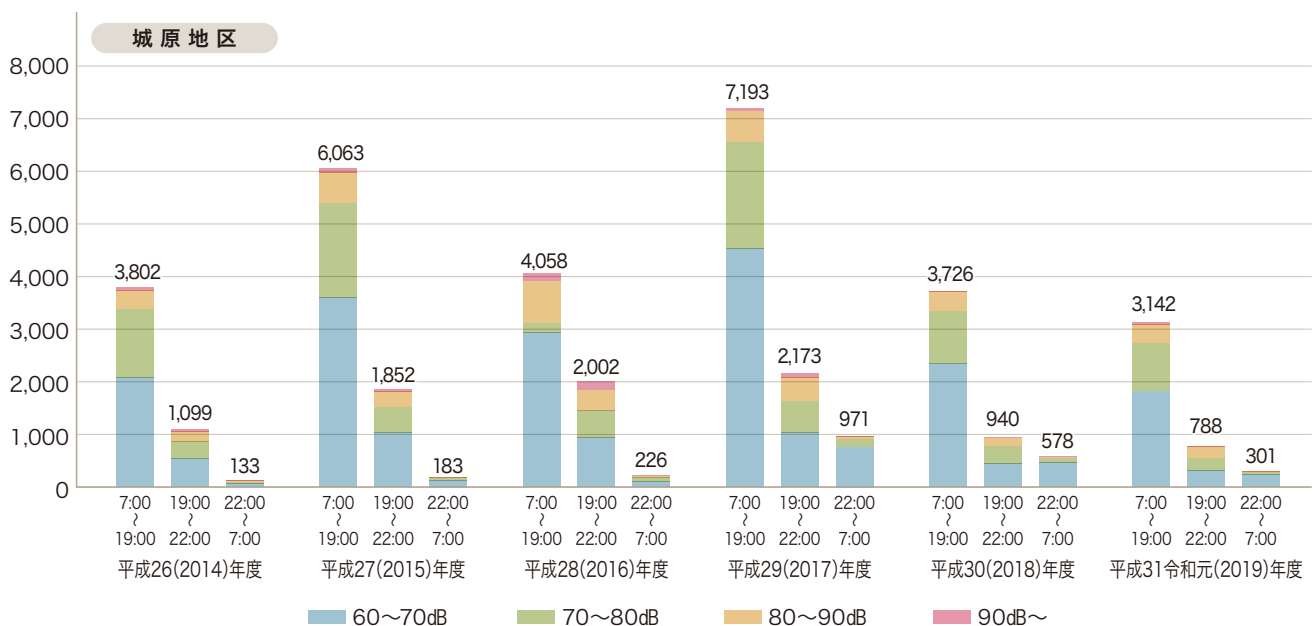
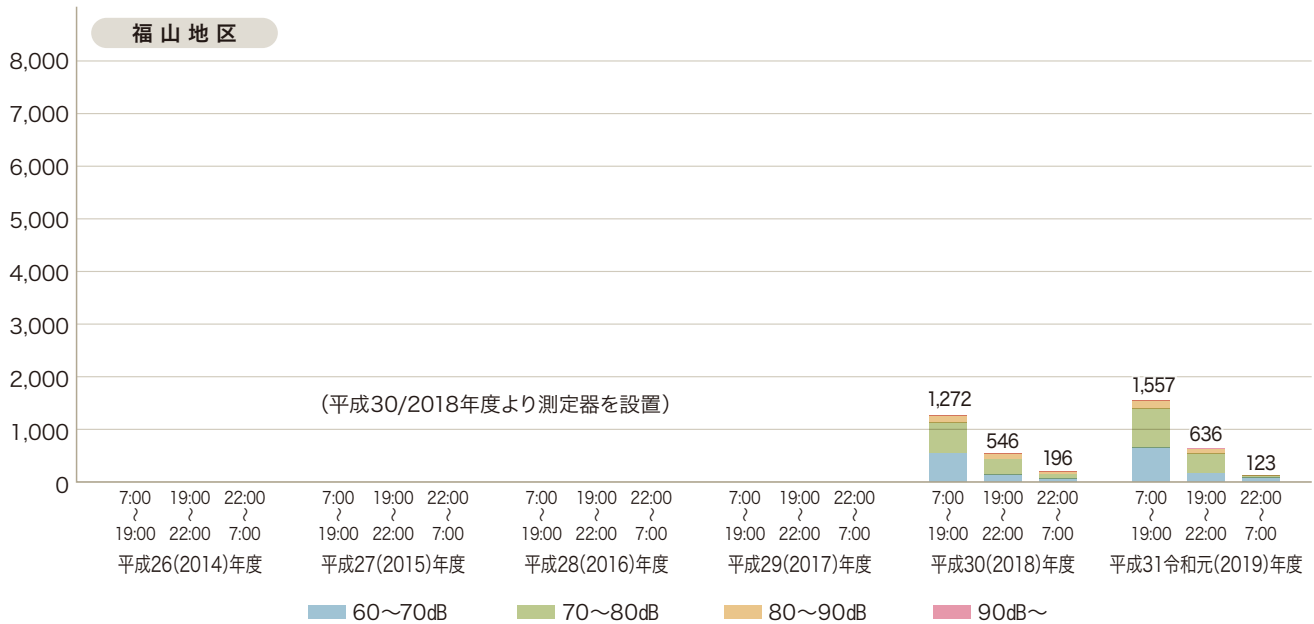
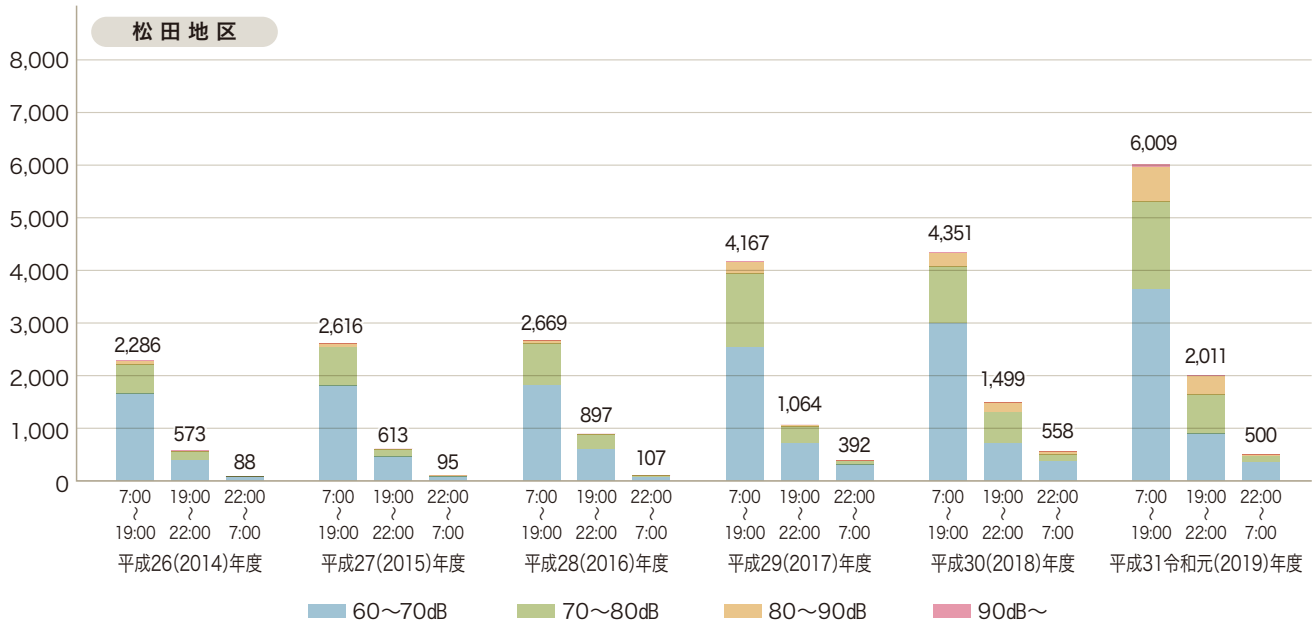


※城原区及び松田区は、平成26年（2014）年度～平成31/令和元（2019）年度の平均値
※福山区は、平成30（2018）年度～平成31/令和元（2019）年度の平均値

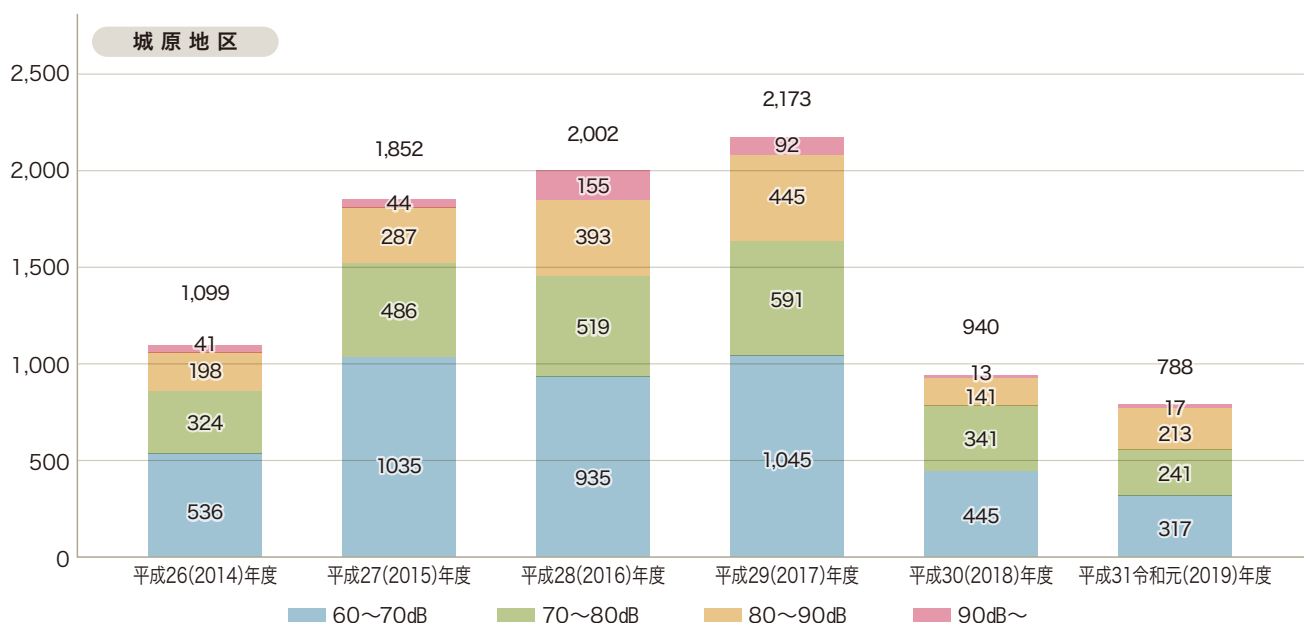
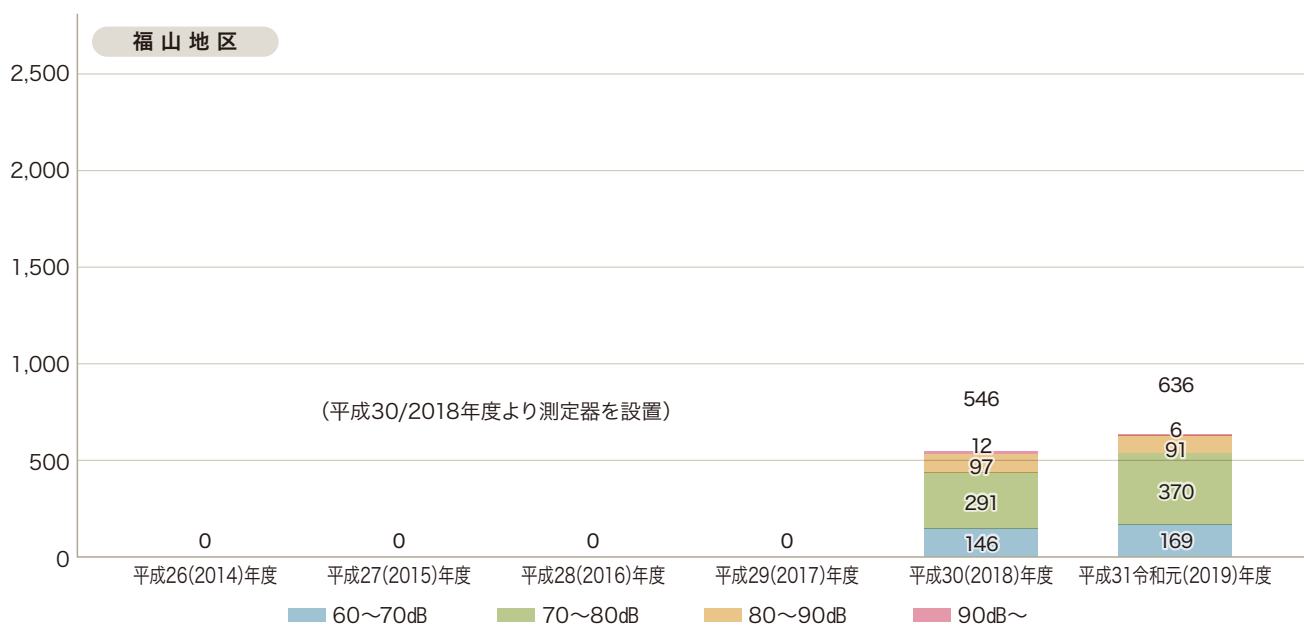
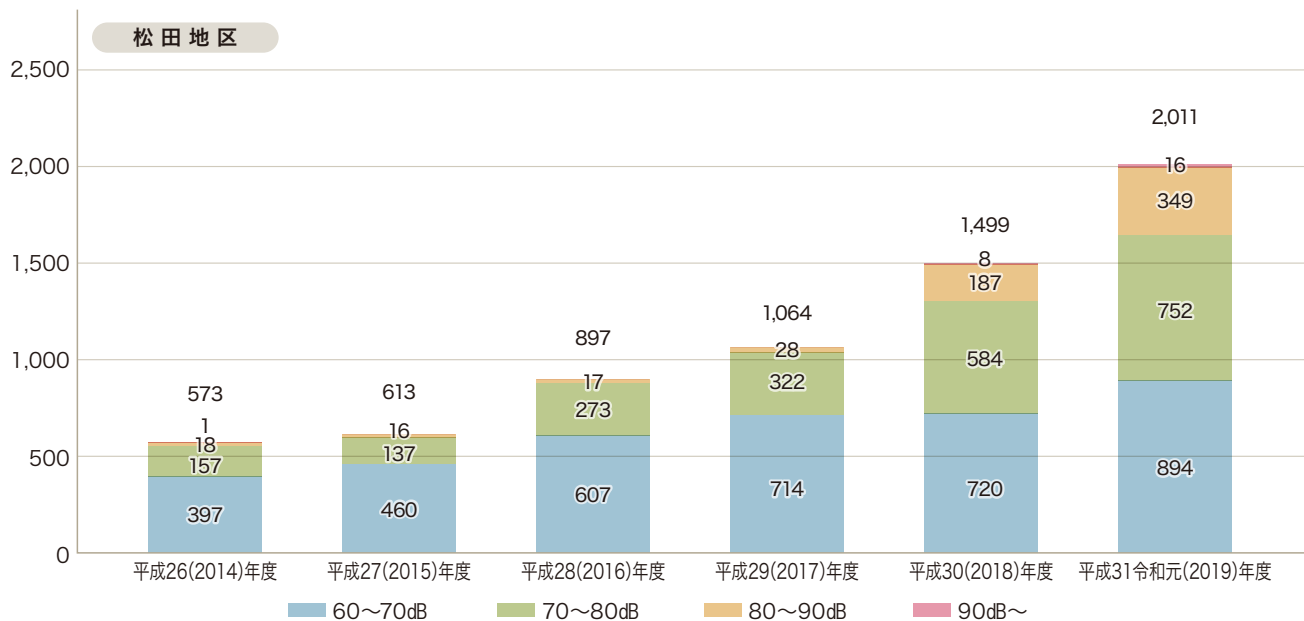
地区別・年度別 60dB以上の騒音回数



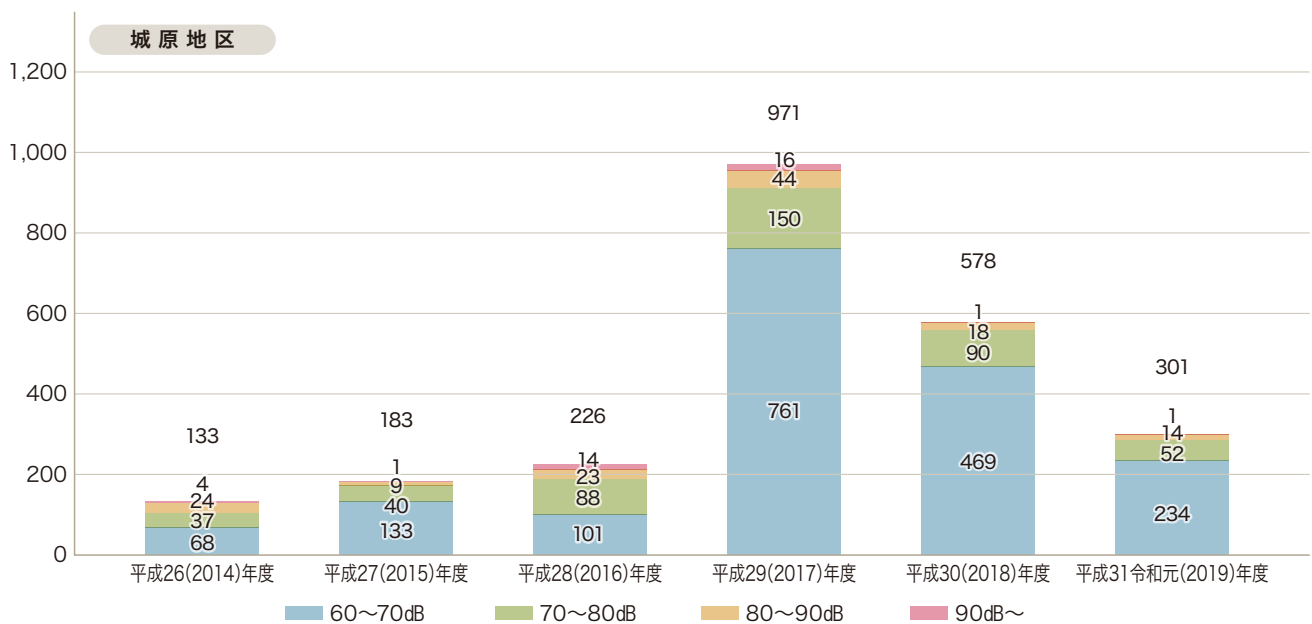
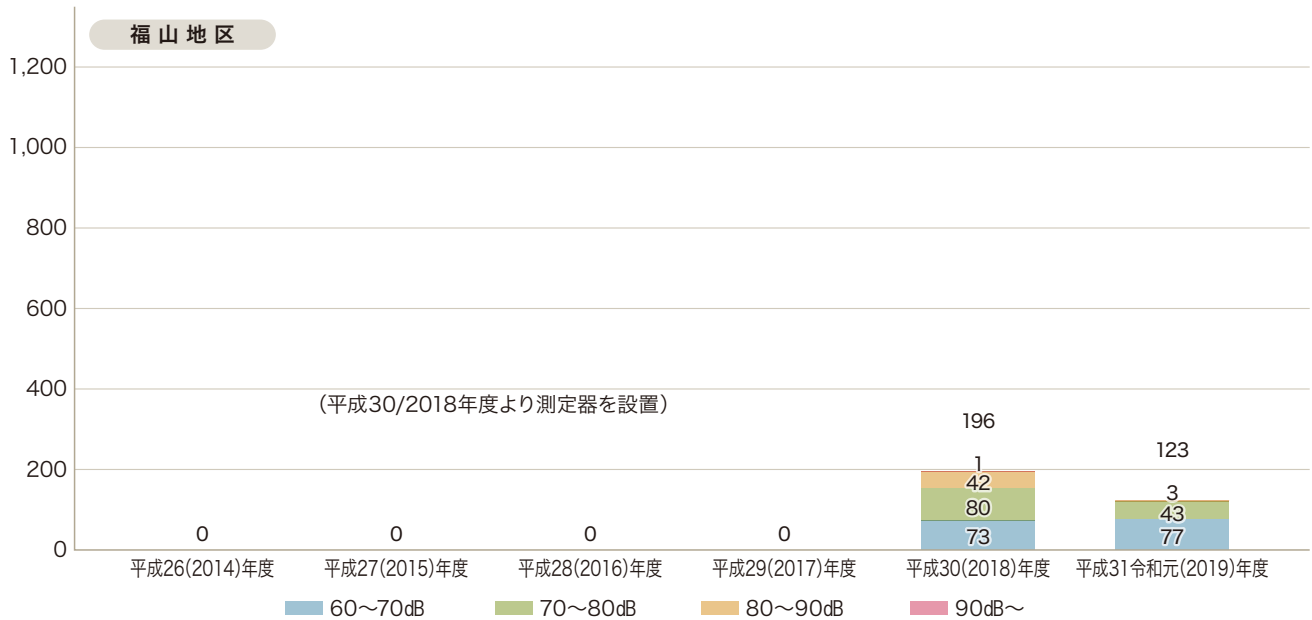
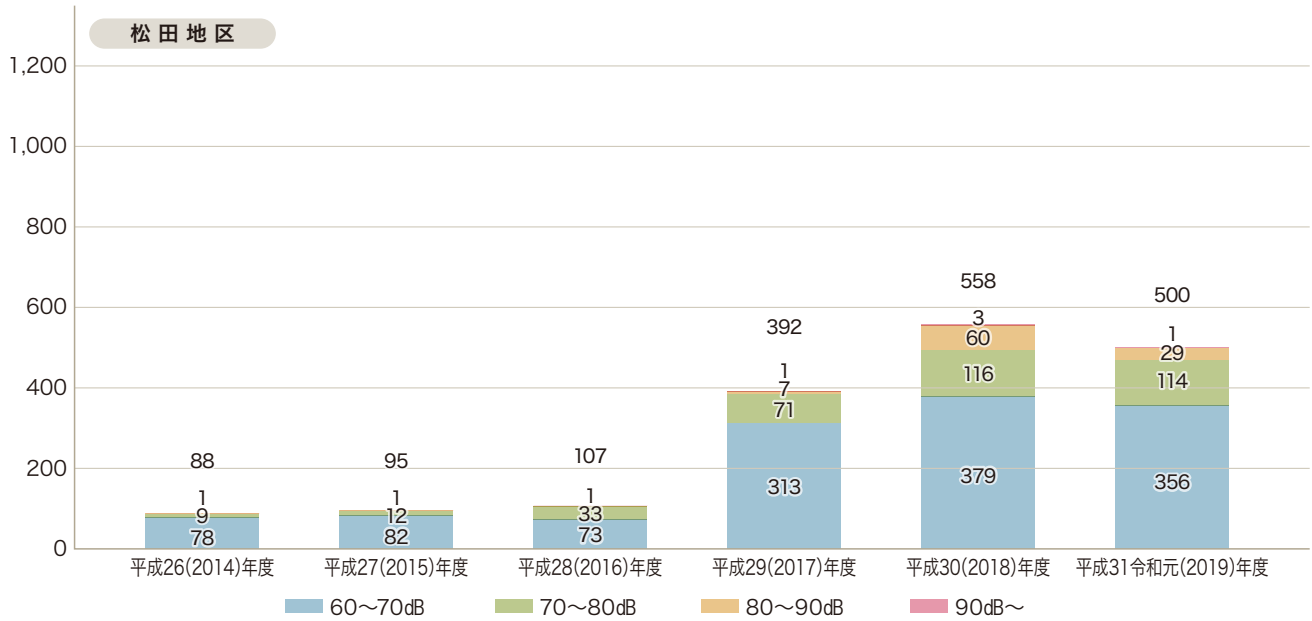
地区別・時間帯別の騒音回数



地区別・年度別 夜間(19時～22時)60 dB以上の騒音回数



地区別・年度別 深夜(22時～7時)60 dB以上の騒音回数



米軍基地からの赤土流出について

米軍基地からの赤土流出の主な要因は、施設の造成・建設工事の他に着弾地、廃弾処理場、裸地道路及び法面があげられ、特にキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブの両訓練場は、実弾演習や廃弾処理が頻繁に行われていることから、赤土流出の懸念が大きい。

米軍基地からの赤土の流出については、1950年代がピークとされているが、砂防ダム及び貯留型砂防ダムの設置や米軍及び沖縄防衛局の赤土対策等もあり、赤土の流出は減少している。

しかし、平成18（2006）年に起こったキャンプ・ハンセン進入道路建設問題や平成26（2014）年に起こったLZスターリングの拡張工事問題等では、国や県、本村に対しての事前の説明がなかったことから、今後も米軍の動きに注視していく必要がある。本村としては、米軍に通告義務がなくても地元の理解を得ることが当然と認識しており、関係機関に事前に協議するよう、求めている。

● キャンプ・ハンセン進入道路建設工事問題 （新聞記事参照）

在沖米海兵隊が、宜野座村キャンプ・ハンセン内にある赤土流出防止のための植栽地帯に進入道路を建設していることが平成18（2006）年9月21日までに分かった。住民から赤土流出や水質汚染を危惧する声が上がった。村長が那覇施設局に抗議し、米軍も事実を認め、「工事を中止し、原状回復する」旨の回答があった。

● LZスターリング拡張工事

工事については、平成26（2014）年3月13日に土地改良区職員からの連絡を受け、企画課職員が確認し判明した。米軍に問い合わせた結果、「維持管理工事であり、兵士が訓練の合間を見て作業を行うので、完了までに時間がかかる」との報告を受けたが、大規模な拡張工事との印象が強いため、村長及び関係職員の立入を要請した。

5月27日に立入した際に、森林伐採や整地で約2.1ヘクタールに拡張され、赤土流出等の環境対策が全く行われていなかったことや後日、潟原ダムからの赤土の流出も確認したことから、工事の即時中止や現場確認のため立入を認めること、赤土等の流出対策をとることを日米関係機関に要請した。立入の許可が出たのは、申請から1年8か月後の平成28（2016）年2月4日で、村長及び村議会、松田区行政委員会が

立入り、現場を確認した。しかし、米軍側からは拡張の説明はなく、環境対策担当からの赤土流出防止対策の説明にとどまった。

● 米軍基地に対する取り組み

基地からの赤土流出源は、主に基地建設や山林火災、演習等でできた裸地、未舗装の演習用道路等で、県は、きめ細やかな赤土流出防止対策のため米軍に積極的に働きかけている。

平成16（2004）年9月には、キャンプ・ハンセン内レンジ4の造成工事現場（金武町伊藝区）より流出した赤土が、砂防ダムを越えて川に流出した。米軍直轄の工事で「沖縄県赤土等流出防止条例」の適用はないため、県への赤土流出防止計画の提出はなかった。外務省は米軍に対し、環境保全対策の徹底を申し入れており、米軍からは「日本環境管理基準」に従い、赤土流出防止条例を考慮する旨の回答があった。

基地内の開発については、防衛省の提供施設の整備事業には県の条例が適用されるが、米軍による直接開発行為には条例が適用されない。しかし、条例が適用されない事例であっても、関係機関が連携し、情報交換しながら慎重に対処する必要がある。

基地内の赤土流出対策が令和2（2020）年5月現在でどのようになっているか、宜野座村から沖縄防衛局に問い合わせたところ「米軍に問い合わせたところ、『日本環境管理基準（JEGS）』を順守しており、汚泥

遮断フェンスの設置、露出土壤の被覆、進入路をきれいな状態に保つことなどといった土壌侵食管理措置を行っています」との回答を得た。

沖縄県としては、米軍施設・区域内であっても演習や工事で赤土が公共用水域に流出することがないように十分な防止措置をとること、工事計画は事前に県や関係市町村に通知し、意見を徴すること、関係機関が立ち入り調査を必要とする場合の迅速な対応について米軍側に要望した。これに対し米軍は、赤土流出等の問題から環境を保全・保護するため最大限努力し、あらゆる実行可能な手段をとること、周辺地域に影響をおよぼす恐れのある事案については、周辺自治体と相談するとしている。

●貯留型砂防ダムについて

国においては、米軍基地内からの赤土等流出防止対策として、流域河川に貯留型砂防ダムの建設を進めてきており、これまで12基の貯留型砂防ダムを建設。また、発生源対策として、裸地化した基地内道路の碎石舗装および種子吹きつけ等を実施している。

米軍は、貯留型砂防ダムに代わって、航空機を用いた播種による裸地緑化対策を提案し、平成11(1999)年10月から平成17(2005)年4月末までに、キャンプ・ハンセンおよびキャンプ・シュワブにおいて、合計7回、14.5ヘクタールの緑化を実施した。

【貯留型砂防ダム】

沖縄防衛局は、演習場からの赤土が周辺河川及び海などへ流出するのを防止するため、赤土混入水をダム内に一時貯留し、赤土が沈殿した後の上澄み水を放流する「貯留型砂防ダム」をキャンプ・ハンセン内に13基設置しており、宜野座村内には4基を設置し、水質測定及び放流時のバルブ操作等を行っている。

